

統括防火管理 [該当 **非該当**]

〇〇年〇〇月〇〇日

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ_____部分に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長 [支配人] 自衛消防副隊長 [副支配人]

		火災発生時の任務
通報連絡担当	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。
初期消火担当	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) 屋内消火栓設備を使用して消火する。
避難誘導担当	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。
安全防護担当	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	(1) 逃げ遅れがないことを確認し、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。 (2) 空調設備とエレベーターの運転は、停止する。
救出救護担当	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	(1) 負傷者の応急手当を行う。 (2) 負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

第3 火災予防上の自主検査等

火災予防上の自主検査等は、別表1（日常）・別表2（定期）に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	始業・終業時	〇〇 〇〇	
別表2	1月4月7月10月	〇〇 〇〇	

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) 死角となる廊下、階段室、トイレに可燃物を置かない。
- (5) 定期的に警備員による巡回を行う。

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は、防火管理維持台帳に編冊して、整備し保存する。

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告

設備名	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯	点検	4月
点検実施者	〇〇防災株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇	時期	10月

防火対象物定期点検報告

点検実施者	〇〇防災株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇	点検時期	10月
-------	--------------------	------	-----

第7 統括防火管理者への報告

第8 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおりに委託する。

第9 収容人員の管理

- (1) 防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入館しないように徹底する。
- (2) 防火管理者は、収容人員の管理を別表1に基づき実施する。

混雑が予想されるときは、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

第10 防火・防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者、実施時期、内容等
従業員	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、 <u>4月、10月の年2回及び必要の都度防災教育を行う</u>
新入社員 パート	防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、 <u>採用時又は必要の都度、防災教育を行う。</u>

- (2) その他

第11 訓練

- (1) 訓練内容及び実施時期は、次のとおりとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
想定訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 <u>防火対象物全体で総合訓練を実施する。</u>	<u>5月</u>
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	<u>5月</u> <u>10月</u>

- (2) その他

訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関に通報する。

消火訓練、避難訓練は年2回以上とし、そのうち1回は消火器を放射して訓練を実施する。

第12 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
 - (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
 - (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
 - (4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる宿泊客に適切な指示を行うこと。
 - イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後屋外駐車場へ避難させる。
 - ウ 在館者等を広域避難場所(〇〇公園・〇〇小学校)へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
-
-

第13 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
 - (2) 消防計画の変更の届出
 - (3) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告 1年に1回
 - (4) 改装工事時の「工事中の消防計画」
 - (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報
 - (6) その他
 - ア 催物の届出
 - イ 火を使用する設備の届出
 - ウ 消防用設備等・特殊消防用設備等の設置の届出
-
-

第14 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
 - (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
 - (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
 - (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
 - (5) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。
 - (6) 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受ける。
 - (7) 放火を防止するために、資機材の整理・整頓をする。
-
-

第15 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 防火管理者 ○○○○ TEL ○○-○○○○

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回するなど火災予防上の安全を確保する。

異常を発見した在館者は、速やかに防火管理者に連絡する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内の全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、メガホンを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

休日、夜間に在館する者は全ての自衛消防組織の任務について把握に努める。

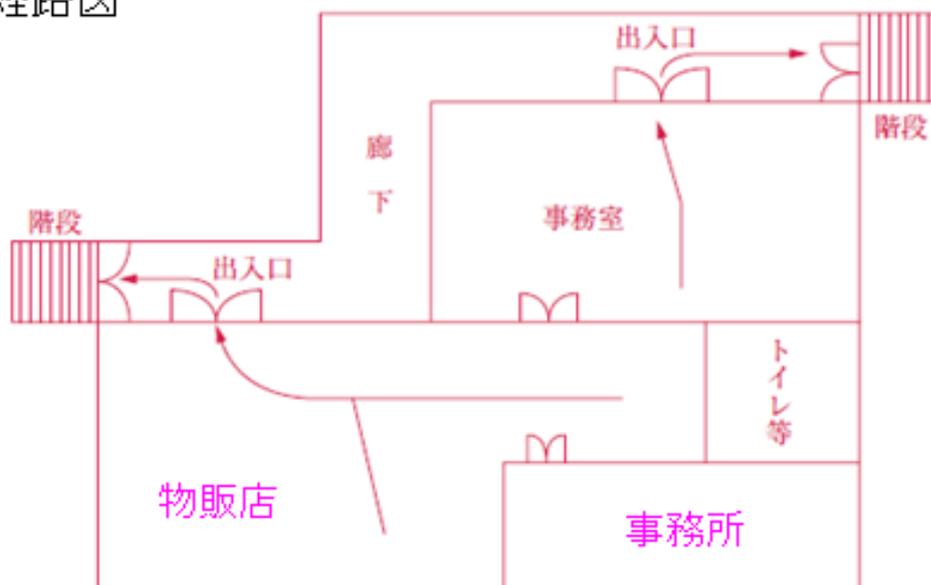
2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、消防、警察、警備会社、近隣住民からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけるものとする。

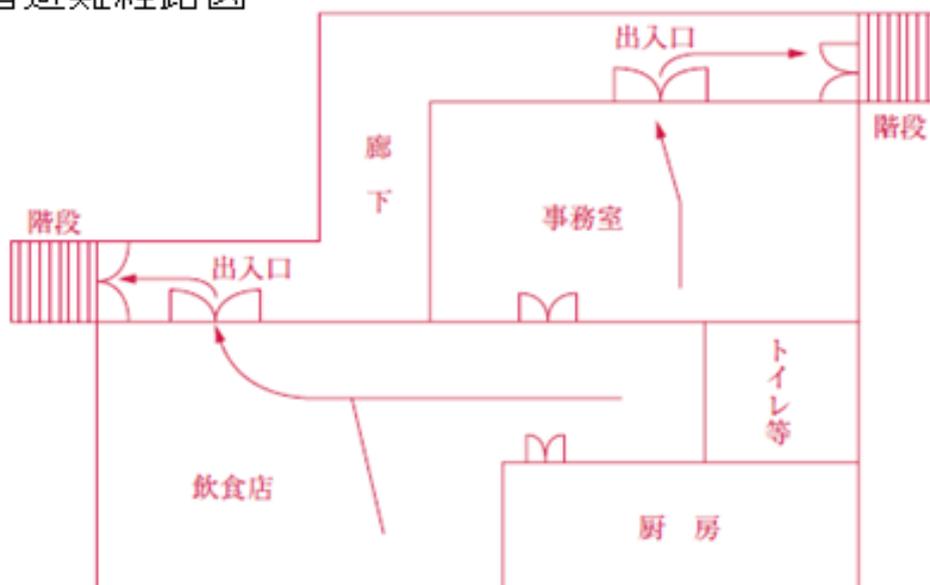
第16 その他防火管理上必要な事項

第17 避難経路図

1階避難経路図



2～5階避難経路図



別表 1

自主検査表（日常） _____月

日	曜日	検査項目										検査実施者氏名	
		有無 避難施設の物品存置の	施錠状況の確認	確認 始業・終業時の火気の	有無	消防用設備等の異常の	害となる物品の有無	消防用設備等の操作障	収容人員の管理	倒、落下物等の有無	地震で想定される転		傷 ガス器具のホースの損 無 防火戸の閉鎖障害の有
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

（備考） 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例） ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修

防火管理者確認	
---------	--

別表 2

自主検査表（定期） 建築構造・防火防災施設・避難施設

実施項目及び確認箇所		検査結果	
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。		
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。		
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。		
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。		
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。		
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。		
防 火 防 災 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。		
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。		
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。		
		(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
			(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。
検査実施者氏名 検査年月日 年 月 日 防火管理者確認			

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。
 (凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修 \…該当なし

自主検査表（定期） 火気使用設備器具・電気設備・危険物施設

実施項目及び確認箇所		検査結果		
火気使用設備器具	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。			
	(2) 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等） ① 自動消火装置は、適正に機能するか。 ② 火気周囲は、整理整頓されているか。			
	(1) 変電設備 ① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
		(2) 電気器具 ① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
	危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
(2) 指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。				
検査実施者氏名		検査年月日 年 月 日	防火管理者確認	

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。
 (凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修 \…該当なし

自主検査表（定期） 消防用設備（消火設備・警報設備）

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 移動式消火設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
泡消火設備	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、鏽等で固着していないか。	
非常ベル	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
検査実施者氏名	検査年月日 年 月 日	防火管理者確認

（備考） 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例） ○…良 ×…不備欠陥 ☒…即時改修 \…該当なし

自主検査表（定期）消防用設備（避難設備・消防用水・消火活動上必要な設備・その他）

実施設備	確認箇所	点検結果
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
その他		
備考		
検査実施者氏名 _____ 検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		防火管理者確認 _____

（備考） 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例） ○…良 ×…不備欠陥 ☒…即時改修 \…該当なし

防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、揺れが落ちついた頃に火を消してください。

〔その他〕
